平成26年度厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業

青年期・成人期発達障がいの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究 分担研究報告書

オーストラリアにおける対応困難ケースへの支援状況に関する調査

- Independent Third Person Program (ITP), Office of Public Advocate (OPA) -

- The Assessment and Referral Court List (ARC List), Melbourne Magistrates' Court -

- Disability Forensic Assessment & Treatment Services (DFATS), Department of Human Services -

- Office of Professional Practice (OPP), Department of Human Services -

- Forensic Disability, University of Melbourne -

研究代表者	内山登	⁸ 紀夫(福島大学大学院人間発達文化研究科)
分担研究者	水藤	昌彦 (山口県立大学)
	堀江ま	きゆみ (白梅学園大学)
	安藤久	、美子(国立精神・神経医療研究センター)
	桝屋	二郎(福島大学子どものメンタルヘルス事業推進室)
研究協力者	浦崎	寛泰(東京きぼう法律事務所)
	及川	博文(特定非営利活動法人東京ソテリア)
	野沢	和宏(毎日新聞社)
	森久	智江(立命館大学)
	山田	恵太(北千住パブリック法律事務所)

研究要旨

本調査では、非行・犯罪行為に至った発達障害者に対する(1)刑事司法手続き、(2) 医療機関・矯 正施設・福祉等サービス機関において提供される施設内処遇や支援の実際、(3) 矯正施設釈放後あ るいは医療機関退院後の社会内処遇、(4)支援を行う専門職の養成に関して、日本とは異なる制度や 支援体系を持つオーストラリアビクトリア州の現状と課題を明らかにし、日本のシステムへの提言 を行うことを目的とした。

本報告 では、刑事司法制度については法務省の外局である(A)Office of Public Advocate(以 下 OPA:州立権利擁護局)およびメルボルン治安判事裁判所に設置されている(B)The Assessment and Referral Court List(以下 ARC List)にて、医療・矯正施設・その他のサービス機関におい て提供される医療・心理・社会福祉領域の支援については DHS の障害福祉サービスの一部局である (C)Disability Forensic Assessment & Treatment Services (以下 DFATS: 障害法医学評価・ 治療サービス)および(D)Office of Professional Practice(以下 OPP: 専門実践部局)にて、専 門職養成については(E)メルボルン大学 Forensic Disability(司法障害学)講座にてそれぞれイ ンタビュー調査を行った。

結果、OPA の運用する事業の1つである Independent Third Person(以下 ITP:独立した第三者) プログラムは、日本で類似したプログラムを検討する際、ITP で活動するボランティアに対する研 修内容に関して参考となる点が多かった。

ARC List の司法手続きを通じて治療・支援に誘導し、犯罪行為に至る要因自体に対処しようと する方法については、日本国内においても類似の制度を取り入れることは有効であると考えられた。 DFATS は州で唯一法定化され強制力を有する福祉における施設内処遇を実施している Intensive Residential Treatment Program (以下 IRTP)を中核としつつ、コミュニティで生活 をしているクライエントに対するグループプログラムや重複障害者のためのクリニック運営など、 非行・犯罪に至った障害者への臨床的対応の中心的存在として機能していた。

OPP は障害福祉サービス利用者のうち、拘束的介入あるいは強制的治療・処遇の対象となる人たちの権利を擁護し適切な実施基準を定めることを役割とする部局である。州の身体拘束に関する制度は先進的であるものの現場実践と大きな乖離があり、そのためサービス提供事業者や支援者を支援していくアプローチをとっていた。

メルボルン大学犯罪学(司法障害学)専門課程が提供する講座は、日本国内に類似したものはな く、今後、専門職養成を促進する上で、本コースの構成と内容ならびに受講者の想定等参考になる と考えられた。

A.目的

非行・犯罪行為に至った発達障害者に対する (1)刑事司法手続き、(2) 医療機関・矯正施設・ 福祉等サービス機関において提供される施設内 処遇や支援の実際、(3) 矯正施設釈放後あるい は医療機関退院後の社会内処遇、(4)支援を行う 専門職の養成に関して、日本とは異なる制度や 支援体系を持つオーストラリアビクトリア州の 現状と課題を明らかにし、日本のシステムへの 提言を行うことを目的とした。

(A) Office of Public Advocate (OPA)

OPA は、ビクトリア州政府 Department of Justice の外局である。家族などが成年後見人とし て選任されることができない、あるいは選任され ることが適当ではない場合、成年後見活動をする ことを主務としている。OPA が運営する事業のひ とつに Independent Third Person (以下 ITP)プ ログラムがある。ITP は、障害のある人が警察に よる事情聴取を受ける際、独立した第三者として 立ち会うボランティアを派遣している。本調査の 目的のひとつである、発達障害があり、非行・犯罪 行為に至った人に対する刑事司法制度における対 応状況、とくに捜査段階での取り調べの可視化の 状況を明らかにする目的で訪問調査を実施した。

(B) The Assessment and Referral Court List (ARC List)

ARC List は、メルボルン治安判事裁判所内に設けられた特別な裁判体である。ARC List では、障害があって犯罪行為に至った人のうち、通常の裁判以外での対応が適当であると認められる人に対して、一定期間公判手続きを停止し、治療的介入を実施する。治療的介入の進捗状況は、裁判官と関係者、被告人が出席し、定期的に開催されるカンファレンス形式の裁判でモニタリングされる。当初に計画された介入が完了すれば、その結果を踏まえて裁判官が判決を下す。

本調査の目的のひとつである、発達障害があり、 非行・犯罪行為に至った人に対する刑事司法制度 における対応状況、とくに裁判段階での特別な対 応について明らかにする目的で訪問調査を実施し た。

(C) Disability Forensic Assessment & Treatment Services (DFATS)

Disability Forensic Assessment & Treatment Services は、DHS 障害福祉サービス部門の一部局 である。知的障害(自閉症スペクトラム障害との 併存を含む)があり、非行・犯罪行為に至った人へ の支援を専門として、施設内処遇プログラム、通 所処遇プログラム、コンサルテーションを実施し ている。ビクトリア州における非行・犯罪行為に至 った知的障害者への支援・処遇サービス機関の中 核となる組織であることから、医療・心理・社会福 祉領域における支援内容についての調査の一環と して、参観と聞き取り調査を実施した。

(D) Office of Professional Practice (OPP)

2006 年障害法(Disability Act 2006 (Vic))の施 行によって、DHS内に Senior Practitioner (上級 実務家)という名称の役職が新設された。その主 な職務は、障害福祉サービス事業所によって実施 される拘束・隔離をともなう介入に関する指針の 策定、実施状況の監督、および支援に関するコン サルテーションや助言の提供である。Senior Practitioner を責任者とする部局が Office of Professional Practice (以下、OPP という)であ る。

OPP では、隔離・拘束をともなう介入支援全般 を対象としているが、その一部には非行・犯罪行為 に至り、障害福祉サービス事業者によって支援さ れている人も含まれている。そこで、本調査では 支援内容の第三者によるモニタリング、支援者へ の支援制度の現状を明らかにすることを目的とし て、聞き取り調査を実施した。

(E) メルボルン大学 Forensic Disability(司 法障害学)講座

メルボルン大学 Forensic Disability (司法障害 学)講座で非行・犯罪行為に至った障害者への支援 をテーマとした短期集中課程である Specialist Certificate in Criminology (Forensic Disability) コースのコーディネーターを務めている Dr. Frank Lambrick 氏にヒアリングを行った。氏は 上述の OPP で Senior Practitioner を勤めている。

日本国内では、上記テーマに関する教育、研修 の機会は限られており、常設のコースは存在して いない。そこで、教育研修に関する先行事例の現 状を明らかにすることを目的として、聞き取り調 査を実施した。

B.研究方法

方法

インタビュー

調査期間

2014年3月25日~28日

(倫理的配慮)

本調査の背景、目的、個人情報ならびに回答の 扱われ方を口頭にて説明し、同意が得られたこと を確認した後、インタビューを行った。

C.結果

(A) Office of Public Advocate (OPA) 応対者:

• Dr. John Chesterman, Policy & Education Manager

• Allan Elliot, Independent Third Person Program Coordinator

OPA の組織と授業内容

成年後見:意思決定の能力に欠ける成人に対す る最終手段としての成年後見人として、毎年 1,600 件程度に対応¹⁾ 電話相談:年間約 13,000 件の成年後見に関す る相談への対応 政策企画・教育:成年後見領域に関する政策に 対する意見表明の実施 ボランティア参加によるプログラムとして以 下の4事業を運営し、800 名程度がボランティ

アとして活動している。

- (ア) Community Visitor: 00 名程度のボラン
 ティア。権利擁護を目的として障害者の居住
 型施設を訪問する。
- (イ) Community Guardian (地域後見人):
 70 名程度のボランティア。ガーディアン(成年後見人の一種)として活動
- (ウ) Correction Independent Support
 Officer:ボランティアの人数は少ない。矯
 正施設内で規律違反による懲罰審査の対象

となった人たちの審査に立会う。

 (エ) Independent Third Person (独立した第 三者の意。以下 ITP): 70 名程度のボランテ ィアが、警察による障害者への事情聴取に立 会っている。年間約 2,000 件の派遣がある。 ITP の概要と役割: ITP のモデルとなったのは イングランドで 1970 年代に設立された 「responsible adult」であった²⁾。

概要:

- ビクトリア州では、1986年に OPA が設立され、
 翌1987年には当時の Public Advocate によって、知的障害があり刑事司法制度の対象となる
 人に関する調査が命じられた。
- ・ 以下の4つの調査が実施されている。

Finding the Ways – The criminal justice system and the person with intellectual disability (1987)

Finding New Ways – A review of services to the person with intellectual disability in the Victorian criminal justice system (1988)

Silent Victims – A study of people with intellectual disabilities as victims of crime (1988)

Obtaining evidence from people with an intellectual disability - The right to be heard, BRITON, J (1988)

- ・これらの調査では、捜査機関、裁判所、矯正施設 など、刑事司法制度を構成する諸機関において、 知的障害あるいは精神障害がある人が、被疑者・ 被告人・被害者・証人として、どのように取り扱わ れているのかを明らかにしようとした。
- ・1987年の調査では、行政の内部規則である州警察の手続規則が検討された。その結果、「認知に障害がある、あるいは精神に障害がある人に対して事情聴取をするときには、ITPの派遣を求めなければならない」とするように規則を改訂すべきであるとされた。この調査の結果を受けて、1988年に州の規則が改定され、「Mental Disorder」がある人を警察が取り調べるときには、ITPの派

遣を要請しなければならないとされた。派遣に際 しては、被疑者・証人・被害者の区別は問わず、 年齢も問わないとされた。(ビクトリア州におけ る刑事責任年齢は10歳以上)

- ・同規則によれば、ITP 派遣を要請する責任は警察 にある。警察官が何らかの理由で、取り調べ対象 者に認知の障害あるいは精神障害があると考え るときには、ITP の派遣を要請しなければならな い。その際、障害に関しては医師による診断は必 要とされておらず、また、警察官は障害の存在を 確信している必要もない。
- ・警察が管理するデータベースがあり、取調べを受けるのが2回目以上の人であれば、その人に障害があるか否かの記録がある。対象となるのは、「impaired mental state or capacity」(精神状態、あるいは精神能力に障害がある)とされ、具体的には、知的障害(自閉症を含む)、後天性脳損傷、精神疾患、認知症である。アルコール・薬物の影響下にある人については、一時的なものであるために対象には含まれない。

役割:

- 1 被疑者、被害者、証人として警察官の事情聴 取を受けている人に対して、警察官との間のコミ ュニケーションをファシリテートすること。警察 官は取調べ対象者に障害があったとしても、難し い言葉を使ったり、3つ、4つの質問を一度にし たり、非常に早口で質問したりといったような対 応をするなど、障害に十分配慮しない場合がある。
- 2 インタビューを受けている人が質問の内容を 理解できるように支援すること。取調べの途中で あっても、ITP には本人が理解できているかど うかを確認することが許されている。理解できて いない場合には、取調べ担当の警察官に理解度を 確認するように依頼することができる。
- 3 被疑者の権利として、 黙秘権、 弁護人選 任権、 親や友人やガーディアンに、自分が今ど こにいるのかを含めて連絡する権利、 外国人の 場合、自国の領事と接触する権利、 18 歳未満 の場合、Independent Person が取調べに立会う

権利、がある。

- 4 取調べに限らない、捜査過程における支援と して、指紋採取の支援、夜間の保釈審査(警察署 で行われる)への立会いもある。
- ・18 歳未満の人に対しては、Independent Person による取調べへの立会いは法的に義務化されて いる。親か後見人、あるいは Independent Person が取調べに立会う必要がある。それに対して、 ITP による立会は行政規則により求められてい るものであり、法的な義務ではない。しかし、証 拠法との関係において(証拠収集の公正性) ITP の立会いがないことで取調べの記録が証拠排除 される可能性がある。

具体的活動:

- ・約 270 名のボランティアがビクトリア州全体を カバーしており、24 時間、年中無休で対応して いる。
- ・派遣先は、警察署、および警察官による取調べが
 行われるその他の場所(たとえば、刑務所・精神
 保健関連施設・精神科病院)である。
- ・派遣要請専用の州全体で共通電話番号が設けてあり、警察官が派遣要請の電話をすると、それぞれの警察署ごと、時間帯ごとに活動可能なボランティアが登録されているデータベースが参照され、派遣されるボランティアに派遣の連絡がされる。
- ・ITP が警察署に到着すると、まず警察官と面談を する。取調べは通常2名の警察官が担当するので、 この2名の担当官に対して、取調べを受ける人の 状況、障害、今どんな状態にあるのか等について の確認をする。
- ・次に ITP は警察官の立会いなしに被疑者と面会 する。そこでは、法的な権利、取調べを受けるに あたって注意すべき点について本人が理解して いるかを確認する。ただし、対象者が対人加害行 為に及ぶリスクが高いような場合には、警察官3 ~4名が立ち会うこともあるし、留置施設の単独 室の扉越しに会話することもある。
- ・ITP は専門家ではなくボランティアであるので、

権利について読み上げ、対象者に繰り返してもらって確認をしている。

- ・その上で、本人の障害を考えた場合に警察官はどのように取調べをするべきかを ITP がアセスメントする。その結果は警察官に伝えるが、これはあくまでも助言であり、警察官には ITP の助言に従う義務はない。そのため、とくに障害に配慮することなく、そのまま取調べがなされることもある。
- ・すべての取調べは録音あるいは録画される。なお、
 ビクトリア州においては障害等の有無に関係なく、すべての事件について取調べは録音または録
 画によって可視化されている。
- ・被疑者が自らの法的権利を理解できていないと ITPが判断したときには、ITPは録音あるいは録 画のなかで「被疑者が権利を理解しているとは思 えない」旨を口頭で述べ、自らの判断を記録に留 める。
- ・このように、ITP はインタビューの実施に積極的 に関わるのではなく、警察官に質問されている内 容や手続の意味を対象者が理解しているかを確 認するのが役割である。その上で、それぞれの質 問に応じた回答をしているかを確認し、支援して いる。
- ・ビクトリア州では、15歳以上の人に対して警察には指紋を採取する権利が認められており、拒否した場合には、適切な範囲で有形力の行使が認められている。この手続にもITPが立ち会う。
- ・その他にも、警察における保釈申請の審理へも ITP が立会っている。平日 15 時までの保釈申請 は裁判所で審理される。それ以外の時間帯は警察 署で審理されるが、警察での審理には ITP が立 ち会い、手続の意味、保釈が許可された場合は許 可の条件、保釈が許可されなかった場合にはその 理由などを対象者に説明している。
- ・取調べや保釈の審理が終わった段階で、その事件 についての ITP の関与は終了する。その後、公 判で証人として召喚されることがある。
- ・警察官の立会いがない状態で行われた面会につ

いては、ITP には秘密交通権がないので、質問さ れればその内容について答えなければならない から、ITP は注意を必要とする。立会が終了する と、IPT は報告書を作成する。その際、あまり詳 細なノートをとることは求めていない。報告書の 書式も、報告事項を記述するスペースは意図的に 小さくしてある。事件の概要等についての詳しい 記録は残さないように ITP には伝えており、証 人喚問された場合には、提出済みの報告書をもう 一度 ITP に渡し、ITP はそれを持って裁判に出 席する。

- ・ITP として活動する人は、あくまでもボランティ アであり、対象者の法的利益を擁護するわけでは ない。また、本人の代わりに何かを決定するわけ ではなく、権利告知と取調べの公正性以外の法的 な部分については関与しない。本人が権利を理解 して公正に取り扱われるように支援する活動を している。
- ・OPA では、どのような点から障害について気づ くべきなのか、気づいた場合にどう対応すべきか について、警察官に対する説明資料を作成、配布 している。
- ・ITPは、言語、あるいは手話の通訳としても行動 しない。それらが必要な場合には、警察は別途に 通訳をつけなければいけない。
- ・ボランティアは障害や精神保健等の専門家ではない。ボランティアは18歳以上が対象だが、年齢層は様々であり、19歳程度の若い人もいる。現在の平均年齢は47歳。法学を勉強している学生の参加が多いが、障害に関しての知識・経験があるわけではない。
- ・被疑者の精神状態に問題があると思われる場合 には、警察の要請によって、Forensic Medical Officer が被疑者の鑑定を行い、取調べの続行か、 病院への移送が適当なのかについて、判断をする。 Forensic Medical Officer は、有資格の医師によ る当番制となっているので、連絡してから到着ま で2時間程度待たされることもある。
 派遣数:

- ・2013年には年間 2,627件の派遣があり、170の
 警察署に対応した。
- ITP が派遣された取調べでは、対象者の 91%が 被疑者、7%が被害者、2%が目撃者であった。 (2013年)
- ・ITP 以外に、家族・友人が取調べに立ち会うこと も可能なので、それらも上記の数字には含まれて いる。なお、ITP と一緒に家族・友人が同時に取 調べに立ち会うことも場合によっては可能であ り、頻繁ではないが、少年事件を中心にこのよう な形も存在している。
- ・罪種としては、傷害、性的な動機に基づく犯罪、 器物損壊、窃盗が多い。
- ・18歳未満の少年には24時間対応の法律助言制度 があるが、成人にはそのような仕組みがないため、 既存の法律扶助制度を使うしかない。

活動するボランティアの採用と支援:

- ・ITP として活動するボランティアの採用にあっ ては、研修開始前に個別インタビューを実施して いる。その結果、ボランティアとしての適性があ ると認められた人には、3日間の研修を実施する。
- ・研修では、警察官とOPA で雇用している知的障 害者が模擬の取調べ場面を再現し、そこに受講生 に ITP として参加してもらう演習を実施してい る。
- ・ボランティアの採用にあたっては、希望者の犯歴 調査、2名のレフリー調査(ボランティア希望者 について知る人への聴き取り調査)も実施してい る。

・ボランティアには、活動中に心理的にストレス を生じさせるような状況を目にしたり、情報に接 したりした場合に対応する目的で、EAP を提供 している。(注:Employee Assistance Program。 業務中に精神的なショックを受けるような何ら かの出来ごとに遭遇した場合に対応するカウン セリングプログラム。対人援助関連領域、警察・ 消防などの緊急サービス領域などで広く用いら れている)

・EAPは3~4回のセッションでカウンセリングを

行っている。利用理由の大半は、取調べで性犯罪 事件の詳細などを聞くことで生じた心理的スト レスへの対応である。

質疑応答:

別添1【質疑応答】参照

(B) The Assessment and Referral Court List (ARC List)

応対者:

- Viv Mortell, Program Manager, Assessment and Referral (ARC) List (ARC List プログラ ム・マネージャー)
- ・Carol Thomas, Advanced Case Manager (上 級ケースマネージャー)

・Ms Collins, Magistrate Senior Constable (治 安判事)

・Jarrod Kenney, Police Prosecutor (検察官) 導入の経緯と現状:

- ・ARC List はアメリカで開始された精神保健裁判 所 (Mental Health Court)をモデルとして、前の 州政権によって導入された。当初は週1回の開廷 であったが、対象となることを希望する被告人の 数が多いために週2回に拡大され、現在はさらに もう1日増やすことを計画している。導入時には 2012年までの2年間の試行であったが、その後、 2年間延長されて現在に至っている。明らかにニ ーズは存在していると考えており、関係者は ARC List の継続、さらには通常の裁判体への拡 大を強く望んでいる。
- ・1 名の裁判官が同時に担当する事件数は 25 件程 度であり、これは通常の裁判体よりも少ない。4 名の治安判事が通常の裁判体と兼務して担当し ており、検察官も3名が通常の裁判体との兼務で 担当している。

なお、報告者らはメルボルン治安判事裁判 所を訪問し、ARC List による裁判を傍聴した。 そのうちで ARC List の特徴が顕著に見られ た3件の概要を紹介する。(別添2【裁判の傍 聴記録】参照) 裁判体の特徴と有効性:

- ・通常の刑事手続に比較すると、この裁判体では 薬物への依存や障害によってもたらされる生活 上の困難など、犯罪行為に至った背景に焦点を当 て、その問題を解決することを強調しているのが 特徴である。裁判官が定期的に個別支援計画の進 行状況をモニタリングすることで、被告人が必要 としている支援を継続的に受ける枠組みが設定 され、それが犯罪行為からの離脱に有効に作用し ている。また、裁判所が関与していることによっ て、支援機関に対してサービス提供を促す要因と して作用しているとも考えられる。
- ・個別支援という性質上、量的に有効性を測るこ とに困難がある。効果性に関する検証を目的とし て、被告人の同意を得て、手続開始時点、判決時 点、3カ月後の定点データを収集しているが、デ ータの詳細は現時点では一般には公表されてい ないため、外部機関による分析研究はなされてい ない(その理由として、聞き取り調査への回答者 からは、現時点では ARC List が試行段階にある ことが挙げられた。仮に有効性が示されると正式 運用へと移行する政治的プレッシャーが高まる 可能性があるからだという。)。概数としては、運 用開始以来、約700件を取り扱っている。ある 時点で調査した際の終了率は82%であった。個 別支援計画に示されたサービス利用、保釈条件の 遵守、公判への定期的出席といったように、終了 のための要件が多いことを考えると、この数値は ひじょうに高いとのことであった。

ARC List に対する反応:

・運用開始前の時点では、障害者関係団体からいくつかの懐疑的な反応があった。精神保健関連の権利擁護団体からは、このような裁判体の設置が本当に更生に資するのかという疑問が呈され、精神障害者の差別につながるのではないかという懸念が示された。また、知的障害者支援の団体からは精神障害と同一視されるのではないかという批判があった。しかし、実際に運用がはじまると、障害種別ではなく、被告人それぞれの個別性

を重視した対応がなされていることが理解され るようになり、現在ではこうした批判は聞かれな い。

- ・このような問題解決型司法を用いた手法に対す る、政治家、被害者団体、検察官からの反応は肯 定的であるという。ARC List の試験的導入が決 定されたのは当時の労働党政権下であり、その後、 選挙によって自由党に政権が交替したが、この間 に政治家からの否定的な反応はない。自由党政権 下で試行期間の延長が決定されていることから、 党派を超えて一定の支持を得ていると考えられ る。
- ・また、被害者や被害者遺族の当事者団体等からの抗議も起こってはいない。ARC List においても、被害者の公判への参加は認められている。実際に参加する被害者の数は少ないが、参加した人からは、個別化された対応が結果的に被告人の再犯の防止につながり、それが社会の安全につながるという意味で有効性を認める意見が寄せられている。
- ・検察官の立場からも、問題解決型司法の手法に 対しては、全般的には肯定的に評価されている。 ARC List によって対応されることによって、被 告人には自らの犯罪行為の背景となっている問 題を解決する努力が求められる。通常の裁判では こうした要素は薄く、その意味では必ずしも寛大 な対応だとは言えない。個別支援計画は、3~12 カ月の期間で実施される。個別支援計画の進行状 況を確認し、内容を調整するために開かれる公判 は、1カ月1回程度の頻度が多い。これとは別に、 支援サービスの利用調整等を担う臨床家は2週 間に1回程度は被告人と面談している。つまり、 ARC List の裁判体に事件が係属する方が、被告 人が実質的にやらなければならないことは多い。 また、実際に ARC List を担当した検察官は、通 常の裁判手続に比べて、問題解決型司法が犯罪行 為からの離脱の効果が高いことを認識しており、 それが肯定的評価につながっている。一方、ARC List に関与したことのない検察官の一部には、関

与に拒否的な意見もある。

課題:

・第一は、心理、福祉的支援を担当する職員の入 れ替わりが激しい点である。2件目の事件の女性 被告人より指摘のあった、ケースマネージャーの 頻繁な交替は事実であり、関与する専門職が離職 によって頻繁に交替することが継続的なケアの 提供の妨げになっている。この問題を少しでも緩 和するため、裁判官、検察官は同一の事件を継続 的に担当するように運用している。(補足:専門 職の高い離職率とそれによる影響については、保 護観察業務に関しても公式に報告されている。 2005年に公表された「社会内処遇の改革に関す る評価報告書」によれば、保護観察官の頻繁な離 職により、経験や知識の蓄積が妨げられているこ と、保護観察対象者とのあいだに十分な継続的関 係が構築されないこと、そしてこれらが不良措置 や再犯の増加につながっている可能性が指摘さ れている (RMIT University Circle, 2005, pp. xi-xii),

・第二は、個別支援計画のために必要とされる社 会資源、医療、保健、福祉サービスが必ずしも十 分に存在していない点である。

(C) Disability Forensic Assessment & Treatment Services (DFATS)

応対者

Tiff Carroll, General Manager

- Nicholas Kambouris, Intensive Residential Treatment
 Program Manager
- · Gayani Maddumage, Senior Psychologist
- · Louise Gallaher, Case Management

DFATS のサービス:

入所サービス アセスメント

処遇プログラムの実施

対象:

刑事司法に関与した障害者のうち、最も複雑 なニーズがあり重大犯罪に関与した人を重点的

に支援する

職員の役割と機能:

- Divisional Liaison officer... 利用問い合わせへの対応。DFATS が対応すべきかどうかをインテイク段階で判断するゲートキーパーでとして、ソーシャルワークを背景に活動している。
- また、Residential Treatment Order (入所治 療命令 (RTO))など、司法手続対象者にかかる 矯正局との関係構築にもあたっている。裁判所や ケースマネージャー、仮釈放委員会等に対して、 インテイク時に情報を収集するのが Division Liaison Officer の仕事。DHS の圏域である Division ごとに入所候補者情報を把握した上で、 チームで DFATS プログラムへの適合性を判断し ている。適合性ありと判断されれば、裁判所で RTO が決定されたり、仮釈放委員会によって DFATS が帰住先として居住指定されたりする。 裁判所にも出廷している。
- ・Prison Coordinator...刑務所被収容者における、 DHS に登録されている 160 名の対象者のモニタ リングにあたっている。州で1人配置のためにか なり多忙な状態にある。DFATS に籍を置き、刑 事施設内に勤務している。DHS の各 Division か らもたらされる、矯正施設へ新規入所する障害者 についての情報を各刑事施設に連絡している。そ の際、収容開始時の支援として、収容にともなう リスクなども伝達する。

また、仮釈放時の支援として、釈放時の環境調整にかかる情報を提供している。近時、15ヶ月間にわたってこのポジションが空席となり、ひじょうに問題が多かったが、最近になって新たな職員を採用できた。

- ・刑務所内の Clinician...刑務所を運営する民間企業の G4S と Department of Justice との協力の
 もと、刑務所内プログラム実施。
- Youth Justice Coordinator…少年司法における、
 行動マネージメントなどの障害に関わるプログ
 ラム実施。
- Dual Disability Clinic...契約した司法精神科医

による、DFATS 内外のクライエントを対象とし たクリニック運営。主に重複障害かつ少年を対象。 性欲抑止に関するホルモン投薬 を 60 名に実施 中。

- ・その他、コミュニティにおける様々な支援活動を
 実施。
- Intensive Residential Treatment Program (IRTP):
- ・州で唯一、法定され、強制力を有する、福祉にお ける施設内処遇。
- ・特徴:住居設定は拘禁的であり、全人格的アプロ ーチ、インセンティブモデル(治療の動機付け) を用いている。入居中は、心理・教育等の多様な サービスへのアクセスが可能である。治療的入居 施設であり、退所後の移行支援も行うケースマネ ジメントも提供している。
- ・精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、生活支援員などの多職種によるチームで支援されており、4つの段階的処遇と9つのドメインを設定している。ケアチームとして、クライエントの行動評価としてのスコアリング(プログラム出席や生活における行動、外出行動等)を毎日実施している。1週間平均で改善の状況を評価し、徐々に処遇密度の低い段階へとあがっていく。
- ・24 時間体制で支援しており、個別性を維持した ケアを提供している。アセスメントを基にして、 各クライエントにとって必要な Social Skill を見 極めてプログラムを実施している。その際、スタ ッフがロールモデルとなることや対人スキルの 学習機会を設けることにも留意。外出への付添、 施設内のプログラム(料理、ガーデニング、識字 教育、エクササイズ、健康に関する講義など) 医師の診察への同行等を行っている。
- ・行動観察と記録はスタッフが常時行う。これを元 にして本人の弱みを補い、強みを伸ばすことを企 図し、安全な地域生活を送るために、行動戦略を 策定している。Good Lives Model (GLM)を基 本にし、本人の人生の質の向上を目指しつつ、一 方で問題行動にどうアプローチするのかを考慮

している。その際、介入の度合いを低めながら、 支援の結果を最大限にすることを目指す。

- ・上記のような点をチーム全体で共有しながら実 施することで支援を効果的なものにしていく。
- ・施設改修中のため。訪問時に実際に使用されていたのは処遇段階別に分けられている3つの居住棟のうちの1棟のみであった。壁が可動式になっている等、収容人数に応じて構成を変えられるように設計してある。DFATSの敷地外、Bundooraという地区に地域への再統合をめざし、DFATSにおける入所型施設支援の最終段階で生活する開放処遇のCommunity Integration House(CIH)がある。定員は18床で、現員はDFATSに7名、CIHに2名居住。

DHS における組織改編:

- ・これまでDFATSは障害福祉サービスの一部門として運営されてきたが、今回の組織改編でSecure Service(少年院等もここに含まれる)の一つとして、粗暴性の高い人や若い人を拘禁するための施設として位置付けられた。
- ・これまでは障害福祉、児童福祉、少年司法といっ たプログラムエリアごとにサービスが分かれて いたが、ワンストップサービスとして一人の DHS ワーカーが様々な問題に関与できるように、 という理念のもとに変革がなされた。しかし、そ の変革過程があまりにも拙速すぎて、サービスの 質を高めることに繋がっていない。他に、予算の 不足や、犯罪行為に対する厳罰的対応の流れも影 響して、現状に至っている。また、刑務所もオン ブズマンからその現実的危険性を指摘される程 の過剰収容状態にある。このような変化は、確実 に福祉サービスとしてのDFATSの性格を変容さ せ、実際に建物等にもその変化が目に見える形で 顕れている。
- ・さらに、DFATSへの政治的プレッシャーも強度
 で、司法大臣が訪問した際、DFATSのIRTPからの逃走・再犯事件を引き合いに出し、今後、ここを出た人に電子監視を付けるような法改正を
 検討している旨を明言した。

DFATS における今後のプログラム改訂:

- ・DFATS における被収容者の変化に合わせて、6 週間にわたる治療動機を向上させるプログラム を新設することを予定している。このプログラム では、思考と感情に焦点化していく。
- ・以前は性加害行為のみを対象にしていたが、
 IRTPを利用するクライエントグループの状況が
 変化してきたため、粗暴性と性加害を同時に扱う
 プログラムの導入を2014年4月から予定してい
 る。
- ・プログラムを終了した参加者を対象として、学習 した内容を振り返り、定着を図るメンテナンスグ ループや、問題解決と Social Skill を組み合わせ たもの、アルコール、Relaxation などのプログ ラムも提供している。
- ・社会内に居住してプロラムに参加するために DFATS に通ってくる人と、IRTP に居住する人 は、禁制品の統制や悪風感染の防止のために違う 場所でプログラムを実施している。
- ・最近、新しい Clinician が着任した。DHS マネ ージャーや Senior Practitioner 等が参加する Clinical Advisory Group のアドバイスを受けな がらプログラムを実施しているが、最近、このグ ループも構成員を刷新した。
- DFATS が関与することになるための各種経路:
- ・刑務所代替的命令としての前述のRTOによる入
 所。IRTPへの収容期間は最長5年であるが、3
 年の命令が最も多い。
- ・仮釈放(Parole Order)による入所。刑務所被収
 容者に対して、仮釈放期間をDFATSに居住する。
- Crimes (Mental Impairment and Unfitness to be Tried) Act 1997 (Vic) (1997 年犯罪(精神障 害および訴訟無能力)法によって、訴訟不適と判 断されたことによる入所。同法による監督命令は 最長 25 年であるが、IRTP の法定された最長収 容期間が 5 年間であることから、命令の最後の 5 年間を入所する。
- ・重篤な性犯罪を対象とした Supervision Order
 による入所。収容期間は最長 5 年。

・刑務所内の障害のある被収容者の移送による入 所。法律上の移送は可能であるが、これまで適用 された事例はない。Port Phillip Prison に障害あ る受刑者専用の処遇区画として Marlborough Unit が設置されたことにより、障害のある人が 刑務所に収容された際の危険を軽減されたため、 適用を無用にしている。

刑務所収容か、DFATS 居住かの分水嶺:

- ・まず、Disability Act 2006 (Vic)に定められた法 的要件へ適合すること。
- ・次に臨床的な判断がある。具体的には、DFATS
 における認知行動療法などのプログラムによる
 効果がありうるかどうかの処遇に対する応答性
 を検討する。中程度の障害がある場合は特に判断が困難となる。
- ・そして、DFTAS 運営上の問題として、既に居住 している人々との適合性を検討する。プログラム 有用性はありそうでも、全体像として行動の危険 性が高ければ、中程度の警備レベル刑事施設と同 等の施設に位置付けられているDFATSでの対応 が困難となるケースも存在する。
- これらを判断するにあたり、クライエントの犯罪歴、過去の判決、DHSに過去に登録された クライエントであったか否か、サービスの利用 履歴がある場合は、その際のサービス提供状況 などを検討している。

具体的な Referral の状況:

- IRTP 入所のための referral は過去 6 ヶ月間で 4 名あった。ただし、過去には、5 週間で 4 名 という時もあったので、時期によって変動があ る。
- ・ 刑事裁判において裁判所が量刑を検討しているクライエントについては、量刑判断のための情報収集には6ヵ月程度かかる場合もあり、その間にDFATSに対して適合性判断が要請される。
- コミュニティで生活しているクライエントの 場合は、DHSのケースマネージャーや、 Community Correction Order を契機として

DFATS にアクセスしてくる。Dual Disability Clinic の利用は DHS を経由している。

- DFATS による適合性判断の結果、プログラム 参加できないこともあるので、Justice Plan を 作成するときには、「DFATS のプログラムに参 加すること」ではなく、「DFATS 利用にあたっ ての Referral を受けること」という形で記載す るようにケースマネージャーに求めている。
- 現在、グループプログラムごとに Referral 時の 質問書式を整備し、適合性判断ができるよう準 備を進めている。IRTP 入所にあたってのアセ スメントについては、既に書式が存在している。 アセスメント項目は、治療・処遇ニーズ、治療・ 処遇にあたっての障壁、認知能力の概要など。 但し、グループプログラムへの Referral はケー スマネージャーからだが、IRTP については、 裁判所や仮釈放委員会から来るため、法的要件 の適合性を明確化することが重要になる。委託 元がかなり異なるので、それぞれに応じた判断 結果を返す必要がある。
 - 入所後についても、施設内での暴行など、処 遇がうまくいかない場合はある。そのような ときは DFATS が報告書を作成し、裁判所に 対して、命令の条件変更、命令そのものの破 棄などの判断を求めている。その結果、IRTP のへの居住の命令が破棄され、矯正施設へ移 送されることもあり得る。
 - ・ 性犯罪などの対応が困難なクライエントについては、比較的短期の集中的な個別プログラムもあり得る。原則、グループワークだが、モジュールの一部を個人で行うこともある。

DFATS に勤務する職員の専門性と研修:

 ・職員は、大学でソーシャルワークか心理学の 学位を取得した人が中心となっている。司法 に関与する領域で勤務する人についても同様 である。また、生活支援員の中にも、Psycho Social Trainer として臨床心理士と共同して 治療教育プログラムを実施する資格を取得し ている人、働きながらこれらの資格取得に向 けて勉強している人もいる。

今後、リスクアセスメント、共同ファシリテ
 ーション等、個人に対する支援にあたっての
 発展的研修の機会を設けたい。

(D) Office of Professional Practice (OPP) 応対者:

• Dr Barry Waterman, Manager, Compulsory care

強制的治療に関する領域の管理職、具体的に はチーム責任者をしている。前職では矯正施設 に勤務経験があり、障害者、ABI(Acquired Brain Injury。後天的脳損傷)のある人を対象 として働いてきた。専攻は司法心理学(forensic psychology)。

• Brent Hayward, Mental Health Nurse

精神科看護の教育を受けてきた。知的障害と 精神医学分野に関わる分野の職歴がある。現職 では、行動面に困難を抱えながら地域社会で生 活している人を支援している機関をサポート している。個別ケースも取り扱っており、困難 な行動によって地域生活が難しいとされてい る人の行動アセスメントや介入に関わってい る。自閉症に関しての知識が豊富。

業務内容:

- Office of Professional Practice (以下、OPP と いう。日本の組織では部局レベルにあたる)は 障害法(Disability Act 2006 (Vic))によって設 立されたもので、この法律によって OPP の統 括責任者であるシニア・プラクティショナーの 役割が詳細に規定されている。
- Senior Practioner の役割は、法 Section 23
 (2)(a)によれば、「(障害福祉サービス利用者のなかで)拘束的介入、あるいは強制的治療・処遇の対象となる人たちの権利を擁護し、適切な実施基準を定めることに責任を負うこと」である。
- ・具体的な機能の主なものとしては、 拘束的介 入、あるいは強制的治療・処遇に関するガイド

ライン、実施基準を定めること、 **暄害福祉サ** ービス事業者に対して、拘束的介入、あるいは 強制的治療・処遇に関する研修や情報提供を実 施すること、 拘束的介入、あるいは強制的治 療・処遇の対象となる障害者の権利に関する情 報を提供すること、 障害福祉サービス事業者 に対して、拘束的介入、あるいは強制的治療・ 処遇に関する実践の質の向上に資する助言を 提供すること、 障害福祉サービス事業者に対 して、拘束的介入、強制的治療・処遇、行動し 得ん計画書、治療・処遇計画書に関する指示を すること、 障害者支援に関わる者が臨床実践 に役立つ知識を修得し、研修機会を得るために、 専門職、専門職団体、学術機関との関係を形成 していくこと、 障害福祉サービス事業者の支 援上の意思決定に資する目的で、拘束的介入、 あるいは強制的治療・処遇に関する調査研究を 行うこと、 障害サービス領域での拘束的介入 の実施状況を評価、モニタリングし、大臣、お よび事務次官に改善策を提案すること、である (法Section24 (1)(a)-(h))。

- ・OPP 職員はシニア・プラクティショナーから権 限を委託され、シニア・プラクティショナーに 代わって実際に上記の業務を果たしていく役 割を担っている。スタッフ数は少ないが、ビク トリア州全体を管轄している。OPP に割り当て られている資源は非常に限定的であり、実行可 能な仕事量よりも必要とされている仕事量の 方が多いという状況にある。
- ・Waterman 氏は法によって規定された業務内 容の一部として、個別ケースに関わる業務も担 当しているが、全体としては、障害福祉サービ スのセクター全体に対してケアの質を高めた り、改善したりすることを支援する役割を担っ ている。現場で起きていることをエビデンスと して収集し、それを政策に反映させていくこと が求められている。

脱施設化の影響:

・ビクトリア州では 1980 年代に大規模な脱施設

化が行われた。施設内の生活自体にかなり大き な問題があったのは確かだが、一方で施設であ ったからこそ提供されていた臨床的なサービ スも存在していた。それらが脱施設化した際に 意図的に撤廃されることになった。たとえば、 一般医療や歯科医療、行動に対するアプローチ のようなものについては、入所施設廃止後は地 域内サービスを利用することが計画されたが、 脱施設化が行われた時点で現実に存在してい た社会資源の内容とは必ずしも合致していな かった。

- ・脱施設化が行われた時点では、障害者が利用で きるような地域内サービスがほとんど存在し ていなかったため、十分な医療、歯科医療、行 動障害への対応を受ける機会がなかった。この ように、臨床的なサービスを受けるという意味 では、脱施設化によって知的障害者が不利益を 被った事実があった。
- ・脱施設化による影響については、1980年代終わりから90年代はじめにかけて、施設を退所した人のその後の生活についての研究が存在する。その研究では、5つの領域に関する脱施設化の影響が検討されている。それをみると、利用者の行動上の問題、健康状態、薬物の投与の状況は、脱施設化後も変わっていない。そのほかの生活の質の領域においては、脱施設化による変化が生じたが、行動を中心とした課題は改善していなかった。
- ・特に司法に関係する領域では、多くの知的障害 者に深刻な行動上の問題があり、それへの対応 として拘束的な介入がなされ、それによって行 動管理をしようとしている。その視点から考え ると脱施設化が良い影響を及ぼしているわけ ではない。
- ・脱施設化自体は積極的に評価されるべきだが、 困難な行動を伴う人の支援という視点から考 えると、脱施設化が改善に役立ったというエビ デンスもなければ、施設内の方が行動改善に役 立つということを示すエビデンスもない。ここ

で紹介した研究について、その後にフォローア ップした調査があるわけではないが、OPPが把 握しているデータを検討すると、少なくともそ のような状況にあるのではないかと推測でき るだろう。

- ・脱施設化によって地域で暮らしはじめたこと により、それまで施設内でみせていたのと同じ 行動が犯罪として対処されるようになり、その ために拘束的介入をしなければならない状況 が出てきたという面はある。一方、刑務所内の 知的障害者専用ユニットに収容される人の数 は、それほど多くない状況があった。1990 年 代後半までメルボルン郊外にあったペントリ ッジ刑務所内に設けられていた、K6という25 床の知的障害者専用ユニットでは収容定員が 満たされることはなかった。その後、ポートフ ィリップ刑務所にマルボロユニットという 33 床の知的障害者専用ユニットが作られた。31 床が知的障害者、残り2床が「メンター」とし て知的障害のある受刑者への支援者の役割を 期待された障害のない受刑者用に割り当てる という形で運用されているが、1997 年の段階 ではそのユニットにも空きがあった。
- ・Waterman 氏が8年前に矯正局で働き始めた ときもあまり状況は変わっていなかった。しか し、近年になって、その数は増えてきている。 当時矯正施設に収容されていた知的障害者は、 確認できるだけで 60 名だった。それが現在は 165 名に増えてきている。前述の RTO が導入 されたことにより、一定の人々は刑務所外で処 遇されることになったにもかかわらず、これだ け増えている。(補足:RTOによって、刑事処 分として一定の知的障害のある被告人が指定 入所治療施設へ収容されるように制度化され たのは、2006年の Disability Act 施行によるも のである。)
- ・矯正施設に収容される知的障害者の数の増加 の理由として、仮釈放の問題がある。仮釈放申 請の時点で居住地が定まっていなければ、仮釈

放は許可されない。また、仮釈放されたとして も、行動特性に合った形の十分な支援がないの で、仮釈放条件違反に至りやすく、その結果と して再収監されてしまいやすい。一般社会への 移行に関しては、釈放後のスーパービジョンが 欠けている。

・その意味で STO が導入されたことによって、
 一定程度のスーパーバイズを受けながら刑務
 所から地域に移るという点でよい効果を生む
 と思われる。(補足:STO が導入されたことに
 より、Shared Supported Accommodation:
 SSA とよばれるグループホームへの居住を民
 事命令で義務づけることができるようになっ
 た。この仕組みを用いて、刑務所から釈放時に
 一定期間は地域のなかで支援(そこには、実質
 的には monitoring とよばれる監視監督が含ま
 れている)を受けながら生活し、段階的により
 自由度の高い生活に移行していくことができ
 る、という意味。)

治療計画:

- ・Heywoods 氏の役割は、個人に対する直接的、 臨床的な介入ではなく、すでにクライアントに サービスを提供しているスタッフを支援する ことである。その一環として、個人のクライア ントに会うことになる。「監督付き治療命令 (STO)」「入所治療命令(RTO)」について、 治療計画(treatment plan)を立てることが義 務づけられているので、支援を提供する事業者 が治療計画を作成するにあたってのコンサル テーション業務を担当している。
- ・STO、RTOの治療計画については、考えられる方法のなかでもっとも拘束性が低く、かつ治療効果があるものでなければならない。治療計画には、介入・支援方法が記述してある。その内容は、犯罪行為に至った人、行動障害の重い人などによってかなり異なっている。治療計画の基本的考え方においては、リスクを最小化し、他者あるいは自分への危害の度合いを下げていくことを目指している。

- ・治療計画は行政審判所(Victorian Civil and Administration Tribunal)で審査され、認証を 受ける必要がある。その審理に定期的に出席し ている。治安判事(ビクトリア州では、比較的 軽微な犯罪を審理する治安判事裁判所で単審 審理を行う職業裁判官)と同レベルの裁判官が 認証を行う。治療計画は最長で12か月間の期 間設定となっており、支援に携わっている事業 者は治療計画の進行状況報告を最低でも6か 月に1回は提出する義務を負っている。
- ・実際には、モニタリング報告の頻度はもう少し 高く、1年に3回程度提出されている。この過 程を通して、治療計画の支援方針がどの程度進 行しているのか、あるいは支援が有効に行われ ずに悪化しているのかがモニタリングされて いる。
- 行動支援計画 (Behavior Support Plan):
 - ・治療計画とは別に BSP がある。BSP も障害法 によって規定されており、問題となっている行 動を特定し、それに対する拘束的介入の内容を 定め、将来に向かって拘束的介入の度合いを下 げるように計画することを目的としている。 BSP では行動マネジメントに焦点が当てられ ているのに対して、STO で定められている治療 計画では監視的な側面も含みつつ、治療処遇に 焦点が当てられる。治療計画では、危害の危険 性、同意する能力の有無、どのように計画の内 容を実行していくのかが重視される。
 - ・もちろん、治療計画のなかに監視的視点も入ってくるが、リスクを最小化しながら徐々に監視的要素を低くしていくことが目指されている。 理想的には、DFATSのように拘束性の高い環境から、拘束の度合いを少しずつ下げて、コミュニティの中で暮らせるように介入していく。 クライエントのなかには、一生サービスを受けなければいけないケースもあるが、理想的には コミュニティで暮らせるようにする。それが治療計画の主な目的になる。

・現在、約 2500 件のBSPがビクトリア州内で

運用されている。拘束的介入を実施しようとす る事業者は、APO (Authorised Program Officer)と呼ばれる職員を指定する。APO は 個々の事業所において実施される、拘束的介入 に関する責任を負う。たとえば、DFATS では ジェネラル・マネージャーがAPOに指定されて いる。

- ・APOはBSPの内容を確認し、認証することができる。一方、STOやRTOの治療計画については、シニア・プラクティショナーがまず内容を確認し、それを行政審判所に提出し、許可を受ける必要がある。手続としてみると、治療計画の方が細部にわたって外部からチェックを受け、内容の適切性に関する評価を受けることになる。
- ・治療計画は数も少なく、州全体でも30件程度しかない。また、RTOに関係する治療計画はわずか13件である。

予防的介入の有効性:

- ・予防的介入の方が、問題発生後に反射的に介入 するよりも効果的であることは明らかである。
 その意味で、政府としてコミュニティに及ぶリ スクにどう対処するかということが問題にな るが、さまざまな質的研究の結果をみると、予 防的介入によって将来的に犯罪に至る可能性 が低減されると思う。司法領域での臨床的関心 としては、小児統合失調症などとともに、自閉 症と犯罪行為の関係が注目を集めている。
- ・DSM の改訂で自閉症が小児統合失調症から分離されたことには意味があると考えられる。自閉症と犯罪行為に関する文献を検討すると、両者が分離されることでより正確に診断され、どのように対応するかに目が向くという意味ではよかったと言える。しかし、個別事例をみると、多くの場合、犯罪行為が起こった後に診断されており、より早い段階で診断されていけば、生活の質を向上させていくという面ではよりよく作用すると思われる。ただし、主にアセスメントに焦点が当てられていることから、臨床

的に行動原因が注目されており、介入の部分が まだまだ不十分だと考えている。自閉症と犯罪 行為を考えると、多くの場合、自閉症の人の認 知の困難さの影響が挙げられる。われわれは、 このように説明することには長けているが、そ の認知の困難にどのように対応するのかにつ いては、まだまだ十分ではない。

政策と現実の乖離:

- ・国際的にもオーストラリア国内的にも、ビクト リア州の身体拘束に関する制度自体は先進的 なものであると言えるが、法による規定と、実 際に障害者福祉サービスの現場での実践とし て、どのようなことが行われているかのあいだ には、かなり大きな乖離がある。その理由の第 ーに職員の問題がある。伝統的に、この職域で 働いている直接支援員には、無資格者、高等教 育を受けていない人、臨床経験のない人が多い。 知識が十分ではないという状況がある。第二は、 サービス提供にあたっての利害相反の問題が ある。ビクトリア州では、州政府が民間団体に サービス運営を委託している一方で、州政府が 直接サービスの運営にも携わっている。(補 足:就労支援、日中活動支援などは、民間団体 へ完全に委託されているが、SSA に関しては、 運営を民間団体に委託している公設民営型の もの、DHS が直営する公設公営型が混在して いる。) 資金提供者が同時にサービス提供者で あることから、政策を作りつつ、実施もしてい るという利害相反が存在している。第三に資源 の問題がある。シニア・プラクティショナーは、 拘束や隔離を伴う強制的な介入が不適切なも のでないかどうかを監督し、必要に応じて規制 する役割を負っているわけだが、実際にはその 業務を十分に行うだけの資源が配分されてい ない。
- STOでは、拘束的介入の取り扱い、手続、支援 者をはじめとした関係者の役割が明確に示さ れている。しかし、BSPについては、法律上は そこまで明確に規定されていない。そのため、

BPS に関しては、スタッフや管理職の理解が不 足しており、法律上、何が求められ、どのよう な役割を果たさなければならないかが十分に 意識されていない。上級幹部職も理解が十分で はないので、法律上の義務をスタッフにうまく 伝えられていない。

- ・拘束的な介入を行う場合には、実施する事業所 において APO (Authorised Program Officer。 Disability Act 2006, Section 139 に規定されて いる。APO は自らが所属する組織が拘束的介入 を実施する場合には、その内容が規定や実施基 準に適合したものとしなければならない)を指 定することが必要であるが、現在、APO を置い ている組織は約 50 カ所ある。一つの組織に複 数の APO がいる場合があるので、実際には APO として登録されている人数はもっと多い。 APO 登録事業所のうち半数が民間事業者、残り は州政府直営事業所である。難しい行動障害の ある人を支援している事業所のほとんどは、こ の 50 個所に入っている。
- ・APO は拘束的介入の実施状況について、OPP へ報告する義務を負っている。ただし、APOの 資格要件に関する法的規定がないので、実際に はほとんどがマネージャーや管理職であって、 臨床経験がない者が多い。このため、BSPの質 に関して、重要な部分が不足している事例が多 い。それに対して、治療計画は臨床家が作成し なければならないと規定されている。その意味 では、両者の違いはとても大きい。

隔離·拘束:

- ・障害法において、隔離中に何が提供されなけれ ばならないのかが規定されている。(補足: Disability Act 2006 Section140 (d)(i)-(iv)によ れば、隔離にあたっては、状況に応じて適当 な寝具と衣類、十分な冷暖房、適切な時 間帯の飲食物、適当な排泄物処理の機会の4 点を保障しなければならない。)
- ・州の精神保健法には、隔離室使用時間の上限が 定められているが、障害法上の隔離室使用の場

合は、時間については規定されていない。この ため、個々のサービス提供者が法を解釈し、実 際の運用を行っている。BSP や治療計画のなか 隔離をする状況、 に、 時間の上限、 隔離 中の観察項目と頻度、 記録項目を定めている。 ・DFATS に設けられているような隔離室は、伝 統的には入居者同士でのケンカが起きたとき などに使われていた。ビクトリア州における全 体的な流れとしては、新設の施設には隔離室が 設けられていないことが多い。ただし、隔離が 行われていないわけではなく、個人の寝室やト イレやリビングを用いての隔離が実施されて いる。OPP が監査する際に重要なのは、隔離室 の有無ではなく、支援の提供中に利用者が隔離 状態に置かれることがあるかどうかを確認す ることである。

今後の改善に向けて:

- ・OPP としては、サービス提供事業者にどのよう な態度で臨むかが重要であって、法の規定を根 拠に強制的に規制をするというアプローチで はうまくいかないと考えている。STO や強制的 治療においても、実際に支援にあたっている人、 APO を支援するというアプローチが重要であ ろう。
- ・OPPが用いるアプローチも、経年で変化してきいている。現在の新たな体制の下では、支援者の理解を深め、教育をするということを重視している。サービス提供事業者にとって、拘束的介入に関する現在の制度は、求められるものが多く、プレッシャーも高い。現行のシステムが何を目的としており、事業者に何が求められているのかを伝えること、そして、具体的にどのような知識が欠けており、それをどう埋め合わせていくことができるのか、このような点について、事業者を助けていく、支援していくというアプローチが重要であると考えている。そして、このやり方は全般的にうまくいっていると思われる。
- ・法的整備を行うとともに。障害福祉サービスに

おいて、実証に基づいた支援をする'という姿 勢を作っていくことが必要である。ビクトリア 州では、positive behavior support の有効性は 理論的に支持されているが、それがサービスの 中できちんと位置づけられるようになること が必要である。

- ・行動像の深刻さからみれば、上位 5%の層への 対応が非常に難しく、そのような極端な行動を する人たちに対する支援を考えるのはとても 重要であることは否定できない。しかし、それ 以外の、より広い層に対する支援を整えていく ことが求められている。
- ・オーストラリアでは、知的障害者に精神保健上のニーズが生じた際、十分に精神科医療を受けることができない状況がある。
- ・教育の問題もある。たとえば特別支援教育修了
 時における日中活動や職業訓練へのつながり
 がよくないので、この部分の改善が必要とされ
 ている。
- ・家族支援、コミュニティ内での支援をしていか ねばならない。ただ単に行動面だけをサポート するのではない。本人の生活全体を通じた、よ り広いサポート体制を整えていくことが重要 である。

弁護士など司法関係者の障害に関する理解:

- ・ビクトリア州においても、司法関係者の障害に 関する理解は十分ではない。Waterman 氏は、 刑事弁護をする弁護士に対して、知的障害のあ る依頼人への態度に関する調査を実施したこ とがある。調査への回答率は高かったが、弁護 士に対しては障害に関する教育ニーズがたい へん高いということが示された。
- ・行政審判所の審判では、法律扶助による弁護士のみが担当するが、刑事裁判では裁判所に障害関係のリエゾン・オフィサーが配置されており、障害のある被告人と弁護人のコミュニケーションの補助をすることが可能。(補足:行政審判を行う VCAT と刑事裁判を行う裁判所は別組織であり、まったく別な場所に設置されてい

る。裁判所には Disability Liaison Officer が置 かれており、障害特性や医療、福祉サービスに 関する知識をもった専門職がいる。一方、VCAT にはそのような専門職は置かれていないため、 コミュニケーション面などを支援する仕組み がない。しかし、近年の Senior Practitioner、 RTO、STOの整備に伴い、知的障害者が CVAT における審判に関わる機会は格段に増えてき ている。)

 ・弁護士は障害のある被告人に対して、指示的に 接して、命令してしまうことが多い。弁護人が 本人にさまざまな影響を与えてしまう。それは 知的障害者だけでなくて認知に障害のある人 全般について言えることであろう。

行動障害に対する介入方法:

- ・基本的な方法論としては機能分析が用いられ ている。
- ・しかし、オーストラリアの場合、人口規模が小 さいという問題もあり、アメリカのようにABA の専門家が登録制で臨床に関わるという体制 は整備されていない。機能分析自体は行われて いるが、水準は余り高いとは言えない。その理 由としては、教育研修や臨床家への継続的にサ ポートに携わる専門家の数が少ないからであ る。
- ・OPP が開設され、さまざまな資料を整え、事業 者に対して研修を実施してきたが、行政資源の 問題もあるので、これを永続させることはでき ない。それぞれの臨床家が学んでいくことにな る。

(E) メルボルン大学 Forensic Disability(司 法障害学)講座

応対者:

• Dr. Frank Lambrick, Lecturer, Forensic Disability, University of Melbourne

メルボルン大学 Specialist Certificate in Criminology (Forensic Disability)について:

・ メルボルン大学では、犯罪学修士(司法心理学)

課程の一環である夏期集中講座として、1998
年から「知的障害のある犯罪行為者」という科目を開講していた。この科目を閉講するにあたって、現在の Specialist Certificate in Criminology (Forensic Disability)(犯罪学(司法障害学)専門課程)コースを集中講義形式で
開設した。

・本コースは、大学院レベルの課程として、以下の項目に関する理論・実践の両面にわたる教育を提供することを目的としている。

①非行·犯罪行為に至った障害者のアセスメン ト(リスクアセスメントを含む)

②非行・犯罪行為に至った障害者のマネジメント

上記クライエント集団を支援する際に直面
 する、複雑な専門的、倫理的問題への対応
 ・ 到達目標は以下の通り。

犯罪行為に関する心理学、および刑事司法制 度に関して深く理解すること

異なる罪種、多様な司法背景に応じた、適切 な専門的技術に関する知識を得ること

関連する文化、法、政策、政治的問題につい て深く理解すること

歴史、社会文化、生物、心理、方法論、およ び専門的課題について、知的障害と犯罪行為の あいだの連関を説明、分析できるようになるこ と

刑事司法手続の各段階において、知的障害の ある犯罪行為者が経験する特有の法律的問題 について理解すること

このクライエント集団に対する臨床アセス メントの原則を説明し、特定のアセスメント技 術を用いること

このクライエント集団に対する臨床介入、マ ネジメントに関する原則を説明し、特定の介入 技術を用いたり、その介入方法を評価すること

臨床判断にあたって、法的、哲学的、政策的 背景との関係を理解すること

博士課程、その他の課程への進学に必要とさ

れる基礎的能力を習得すること

- ・本科目は多領域にわたる内容を含んでおり、障害、心理、ソーシャルワーク、精神医学、医学、保健、法律、法執行機関、矯正保護の領域に現在勤務する実務家を受講生として想定している。
- ・入学要件は、 医学、関連保健分野、社会科学 における学士号、および関連領域での最低2年 間の実務経験、 コースの終了が見込める能力 を示す関連領域での専門職としての勤務経験 (最低5年間)、のいずれか。(犯罪学修士課程 に在学する学生については、実務経験がなくて も履修を認めているが、その場合は、内容を理 解するのはかなり困難となることを見込んで いる。)
- ・本コースは、基礎科目である Introduction to Forensic Disability と展開科目である Advanced Practice in Forensic Disabilityの2 つの必修科目によって構成されている。コース の構成は、別添3参照。
- ・教員は、全体担当者が3名、特定の話題を扱う
 担当者が3名。
- ・ニュージーランドから来る受講者もいるため、
 内容がビクトリア州特定のものに偏らないように配慮している。
- ・受講者には一定の臨床経験があり、アセスメントや介入計画の作成などをしたことがあることを前提としているので、担当教員はフレームワークを示し、参加者間のやりとりを促進しながら理解を深めるという手法を採用している。
- ・受講者はアセスメントの経験自体はあるので、
 それを基盤にしながらリスクアセスメントに
 ついて学んでいく。
- ・受講者から、具体的な質問も多く出るので、そういった受講生のニーズに応えるようにしている。
- ・総授業時間数が制約されていることから、特定の介入技法よりも、注目すべき点、介入にあたっての考え方を教授することに力点を置いて

いる。本コースで扱う内容に受講者が各自の経 験やノウハウを組み合わせればよいと考えて いる。

- ・リラプスプリベンションなど、個別の介入技法
 について詳細まで学習しようとすれば、1つの
 テーマ(たとえば、粗暴犯への対応など)に絞っても、2~3日は必要とされるだろう。
- ・受講者のバックグラウンドに応じて、授業内容には修正を加えている。受講者は多様なバックグラウンドを持っているが、臨床経験があって、クライエントへの実際の支援経験がある点は共通している。このため、アセスメントや介入、支援に関する基礎的な知識や技術はあることを前提としている。受講者の専門領域は異なっていても、いかにクライアントに関わるかという原理原則は共通しているので、その点を学ぶことを意識している。
- ・こうしたコースを提供している教育機関は、世界的に見ても多くないため、珍しい試みであると言える。単独の科目として開講している機関はあっても、連続性を持ったコースとして提供しているのはひじょうに稀である。
- ・受講料金は、\$5,360 ドル(1 ドル 90 円換算で 482,400 円)(1科目につき\$2,680)。ほとんど の受講者は所属先が費用負担している。
- ・本コースを修了すると、専門職として付加価値
 をつけることになる。その点でコースの人気は
 高い。
- ・加害者に障害があることによって、量刑を重くなる、軽くなるという両方向に対して、極端に作用する傾向がある。障害があるがゆえに非犯罪化されたり、逆に量刑が極端に重くなったりする。そのため、弁護士などの法律専門家にとっても、本コースで学ぶ価値があると思われる。

障害のある犯罪行為者を対象としたアセスメン トツール:

・Lambrick 氏も主要メンバーとして参加して いる研究グループにおいて、知的や発達におけ る制約があって犯罪行為に至った人のリスク とマネジビリティについて評価するツールを 開発している。

- ・正式名称は、Assessment of Risk and Manageability of Individuals with Developmental and Intellectual Limitations who Offend – ARMIDILO。
- ・現時点では、性加害行為に焦点化した、 ARMIDILO-S が開発されており、ウェブサイ トで公表されている。(サイトアドレス: http://www.armidilo.net/)。
- ・このサイトでは、ツール開発の経過、内容、関 連文献などを掲載している。
- ・ツールは欧米における研究をもとに英語で作 成されているが、日本語への翻訳を希望するの であれば、協力可能である。

D.考察

- (A) Office of Public Advocate (OPA)
- ・調査者の一部が過去に現地での聞き取り調査 を実施した、イングランドの Appropriate Adult 制度に比較すると、ビクトリア州の ITP 制度は派遣、ボランティアへの教育や支援など に関して、運営状況がより組織的であった。
- ・ITP として活動するボランティアへの研修の具体的な内容については、日本における類似プロ グラムの検討にあたっては、参考となる点が多 くあるように思われた。
- ・Employee Assistance Program として、実際に ITPとして活動するボランティアが心理的にス トレスを感じる状況を経験した際にケアをす る仕組みを制度している点は注目すべきであ る。犯罪行為に関する取調べに立ち会うという 業務の性質上、ボランティアへのケアは欠かす ことのできない視点であろう。
- (B) The Assessment and Referral Court List(ARC List)
- ・通常の裁判体に比べると、被告人が裁判手続を 理解し、参加できるように配慮されている。

- ・裁判官の言葉遣い、コミュニケーションの態様、
 法廷における着席位置、審理への参加の態様な
 どの点で、できる限り形式的要素を排除し、実
 質的に被告人が裁判手続の内容を理解できる
 ように意図されていた。
- ・すでに日本で紹介されているアメリカの問題
 解決型司法、とくにドラッグコートの運用形態
 と比較すると、裁判の進行自体はそれほどイン
 フォーマル化されている訳ではない。裁判を通じて、犯罪行為の背景であると考えられる要因
 を明確にし、被告人がそれらの要因に向き合い、
 解決に向けて自ら努力するよう促すことが意図されていた。
- ・被告人が裁判を通じて自らの犯罪行為に関連 する課題を解決するという目的のために、主体 性が重視されていた。
- ・一方、被告人はこれまで数多くの裁判をすでに 経験してきていることもあり、そのような問題 解決型司法に主体的に参加すること自体に戸 惑っているようにも見受けられた。弁護士が被 告人に代わって発言をするという、伝統的な裁 判の形に適応しているように行動する被告人 (裁判官と直接対話することをためらい、弁護 人を通じてコミュニケーションをはかろうと するなど)もおり、この裁判体設置の意図が完 全に実現されているとは言えないようにも思 われた。
- ・問題としては、社会資源の不足、担当者の頻繁 な交替が挙げられており、前者については日本 でも指摘されているところである。
- ・このように司法手続を通じて治療・支援に誘導し、犯罪行為に至る要因自体に対処しようとする方法については、日本国内においても類似の制度を取り入れることは有効であると考えられる。その際、利用可能な社会資源を用意すること、また、治療や支援を受け、それが失敗した際にも本人の不利に取り扱われることがないよう配慮されることは重要であろう。ARCListでは、手続開始後も治療や支援を受けるこ

とに失敗しても、法的に本人に不利に作用しな いことが明確に保障されている。

- (C) Disability Forensic Assessment &Treatment Services (DFATS)
- ・DFATS では、障害福祉サービスの領域として は、ビクトリア州内で最も高い処遇密度を必要 とするクライエントを対象とした集中型の入 所プログラムである IRTP を運営している。障 害福祉サービス以外では、州の司法精神科医療 サービスの Forensicare が運営する Thomas Embling Hospital が設置されており、DFATS のすぐ隣に位置している。Thoman Embling Hospital の規模は DFATS よりかなり大きく、 7 つの閉鎖処遇病棟に 116 の病床があり、急性 期 60 床、回復期 56 床となっている。
- ・IRTP を中核としながら、コミュニティで生活 をしているクライエントに対するグループプ ログラム、重複障害者のためのクリニック運営 など、非行・犯罪に至った障害者への臨床的対 応の中心的存在として機能している。
- ・建物の外周は高いフェンスで囲まれており、出入口も二重扉で厳重に施錠されていること、施設内への持ち込み物品に厳しい制約があることなど、平均的な中程度の警備レベルの刑務所と同様の保安状態にあった。一方、施設内部は庭園空間が設けてあったり、各生活棟にもバーベキューができる空間があるなど、刑務所に比べると環境を地域生活に近づけるように努力しているように見受けられた。
- ・しかし、改装中の居室を見学した際には、刑務 所仕様の扉や洗面台の設置、室内の壁面への補 強、空調設備への強固な防護柵の取り付け、強 化ガラスへの入替など、ほぼ刑務所の単独室と 同じ居住環境となっている部屋が1室設けられ ているのも見た。その居室に住んでいたクライ エントは、行動状態の危険性が高いために結局 は刑務所に移送されたという。このような状況 を見ると、IRTP を福祉施設として位置づけな

がらも、実質的には刑務所化していく危険性が あることを認識した。

(D) Office of Professional Practice (OPP)

- ・拘束的介入の適正化、使用の最小化のためには、 介入の要因となっている問題の理解、分析、支 援方法などに関する、支援者の知識の蓄積や技 術の向上が有効であるという見解が示された。 これは、すでに日本における研究などに明らか にされている視点と共通するものである。
- ・事業者に対して、支援技術の向上を目的とした 教育やコンサルテーションを充実させ、OPPと のあいだで協力して支援の質を高めるという メッセージを明確に発していた。これは、OPP が監視機関として事業者によって敵対視され るのではなく、協力できるパートナーとして認 識されるように戦略的に行動している結果で あると考えられた。
- 一方、OPPの業務目的遂行のためには、職員数
 をはじめとする資源の配分が絶対的に不足しているという点が強調された。

(E) メルボルン大学 Forensic Disability(司法)(管害学) 講座

- ・メルボルン大学において提供されているコースについては、日本国内には類似のものは存在していない。
- ・取り扱うテーマがもっとも近いのは、独立行政 法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が主 催する「福祉のサービスを必要とする罪を犯し た知的障害者等の地域生活支援を行う施設職 員等研修会」であると思われる。ただし、のぞ みの園の研修会は3日間、実質研修時間数は講 義が9時間45分、演習が4時間30分の計14 時間15分となっており、はるかに短い時間数 となっている。
- ・その他、日本国内における主な研修会としては、
 全国地域生活定着支援センター協議会が年1
 回開催する全国研修会、定着支援センターの各

ブロックが年1回開催する研修会、NPO 法人 Protection and Advocacy-Japan が全国で開催 しているトラブルシューター養成研修、各種団 体が単発で開催する啓発目的の研修会、小規模 な勉強会などが存在している。

- ・今後、専門職養成を促進するためには、本コー スの構成と内容、受講者の想定などは参考にな ると思われる。特に個別技法よりも問題の理解 と分析、介入枠組みについて焦点化して教育す る、基礎科目と展開科目を一体として提供しな がら、両者の受講時期のあいだに一定の間隔を 設けることで、臨床場面への適用を体験しなが ら、さらに学びを深めるという形式は興味深い。
- ・ARMIDILO-S については、さらに詳細を検討 する価値があると思われる。

注:

 ビクトリア州の成年後見制度では、住居や医療に関する生活上の意思決定を行う「advocate」と財産管理を行う「administrator」に分けられている。いずれも行政審判所である Victorian Civil & Administration Tribunal = VCAT によって選任される。advocate、administrator ともにVCAT が適切だと判断すれば、家族、親族等が選任される。しかし、そのような適任者がいないケースについては、OPA が advocate として任命される。また、administrator についても、家族や近親者に適任者がいない人のためにState Trustee という公的団体が存在している。

Responsible adult 制度設立の契機となったのは、悪名高い「Confait 事件」であった。この事件では、3人の若い男性が殺人と放火で起訴され、有罪の判決を受けた。3名の被告人は、事件時にそれぞれ18、17、14歳だった。18歳の男性には知的障害があり、認知の上での障害(cognitive disorder)があった。14歳の少年については、第1言語が英語ではなかった。3人ともに、警察による事情聴取では、第三者の立会い

はなかった。18 歳の少年は、取調べで警察官か らの暴行があったと証言している。1972 年に有 罪判決を受けて刑務所に送られたが、上訴をし、 1975 年に有罪判決が取り消された。

上訴審の裁判官は、「被疑者の精神状態を考慮 し、自由な選択ができないような状況の中でなさ れた自供は、自由意思に基づいた供述ではない。 そのような自白には、任意性がない。」と述べて いる。

この事件を受け、イングランド政府は委員会を 設けて、問題の所在と要因について調査を行った。 その結果、Henry Fisher は警察において取調べ を受けている人に Mental Disability がある場合 には、その人が質問を理解できるのかどうか、誘 導されやすい可能性があるかどうか、どのような 質問、回答が信頼できるのかについて、慎重に判 断する必要があるとした。 この事件によって、独立した第三者が捜査機関 による取り調べに立ち会う必要性が見いだされ た。そして、Mental Disability がある成人を警 察が取調べる場合には、親か、警察から独立した その他の人が立ち会うべきであるとされた。